

奈良県告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路保全課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和四年五月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 筒井二階堂線
- 三 道路の区域

193		路線 番号	区 間	区域変更 の前後別		敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
大和郡山市八条町 三六一番一先から 大和郡山市八条町 三七〇番一先まで				前	後	二二二・二 ） 二六〇	一一〇・〇 ） 一一〇・〇	